議案第42号

南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町保育の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第6号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成28年9月14日提出

南風原町長　城　間　俊　安

（提案理由）

南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例を新たに制定するにあたり、本条例を改正する必要が生じたため提案する。

南風原町保育の利用等に関する条例の一部を改正する条例

南風原町保育の利用等に関する条例（平成27年南風原町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第１条中「並びに保育所等における保育料及び地域子ども・子育て支援事業の利用に係る利用者負担金」を「及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第３項の規定に基づく保育の必要性の基準その他支給認定等」に改める。

第２条第１項中「同条第２項の」の次に「認定子ども園又は」を加え、同条第２項中「（平成24年法律第65号）」を削る。

第９条を次のように改める。

（保育の必要性に基づく支給認定等）

第９条　保育の必要性に基づく支給認定等に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条及び第11条を削り、第12条を第10条とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、平成28年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の南風原町保育の利用等に関する条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、南風原町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例（平成28年南風原町条例第〇号）の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。